

第3章 地方税財政制度

中国の国家財政は、中央財政と地方財政からなり、中央政府と地方政府がそれぞれの役割分担に応じて税財源を中央と地方に区分する分税制によって運営されている。

この分税制の下、中央政府が主に国家の安全保障、マクロコントロール等に関する分野の歳出を担い、地方政府が主に地域の管理、地域社会・地域経済の発展に関する分野の歳出を担い、これに伴う税財源として各税目が中央税・地方税・共有税に分類されている。

また、広大で多様な国土において、基本的な行政サービスを確保し、地域間のバランスを図るための仕組みとして、転移支付制度なども導入されている。

本章では、この地方税財政制度を把握するために、第1に予算制度を中心とした地方財政制度の概要を、第2に税目やその徴収組織を、続いて分税制と政府間財政調整を、更にこれらの規模とその構造について、記載する。

第1節 地方財政

1 予算の仕組み

(1) 予算の体系

予算に関する基本法は、「中華人民共和国予算法」(以下、「予算法」という。)
であり、予算年度は、暦年(1月1日～12月31日)である(同法第10条第1項)。

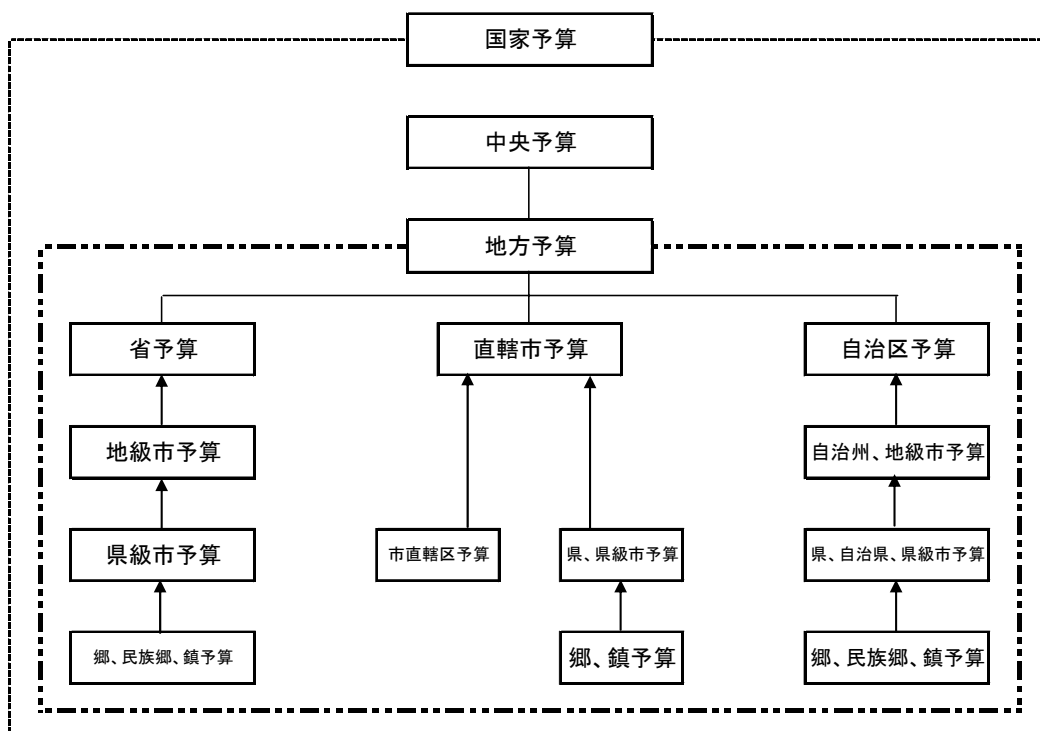
予算は、中央、省級、地級、県級、郷級の五階層(五級)に分けられ(同法第2条第1項)、それぞれの各級地方政府が予算を編成し上級政府が下級政府を指導する。

中央政府予算(以下、「中央予算」という。)は中央各部門の予算により構成され(予算法第4条第1項)、地方予算は各省・自治区・直轄市の「総予算(当該級政府予算+全ての下級政府予算の累計)」で構成される(同法第5条第1項)。

なお、中国では、一般的に「国家予算」といった場合には、中央予算と地方予算を合計したもののことを言う。

図表 3 - 1

【国家予算の体系】



※ 本図は典型的なものを記載した基本図である。

（２）予算管理体制の原則

ア 統一政策及び分級管理

政治上は民主集中制を、経済上では社会主義市場経済体制をとる中国では、この体制に合わせ「統一政策、分級管理の原則」により国家の予算管理を行っている。

統一政策は、予算管理上の政治方針、予算法規を中央が統一的に制定することを指し、分級管理は、この統一的な政策の下、各級地方政府は財政上独立し、予算の編成・補正・執行する権利を有していることを意味している。

これは、中央がマクロコントロールを行うとともに、地方が積極的な予算管理を行うための原則として、予算管理の基本的な柱となっている。

イ 財政権と職権一致

地方各級政府は、財政権、財政力に応じて職務を請け負うこと、つまり職権を有することが原則とされている。なお、現体制では、第１次分配（分税）と第２次分配（転移支付）という２段階の調整を経て、財政権と職権の一致が図られることになっているが、職権が曖昧な部分も見受けられ、財源の分配と必ずしも一致していない面がある。

ウ 公平と効率

（ア）公平な分配

公平の原則に基づき、税源の帰属・財源分配の根拠などの財政政策において、各地域に同等の条件を提供する。

（イ）バランス調整

所得再分配、財源移転を通じた調整により地域間格差を縮小し、均衡の取れた国土の発展を目指す。

（ウ）効率優先

財政資金分配を、迅速に、需要に応じて、効率良く分配することにより、経済効果を高めて、経済発展を促進する。

（３）各機関の役割

中央予算は全人代で審議可決され、地方各級政府予算は各級地方人代で審議可決される。中央予算の担当部門は財政部であり、国家経済のマクロコントロールは国家発展改革委員会が行う。一方、地方予算は、地方各級政府の財政部門が担当する。ここでは、地方における各機関の役割について説明する。

ア 各級地方人代及び常務委員会の役割

地方各級政府の総予算案及び執行状況報告は各級地方人代の審議を受け、地方各級政府予算及び執行状況はその承認を得なければならない。また、地方人代は地方人代常務委員会による予算、決算に関する不当な決議の変更、取消をしたり、当該級政府の予算、決算に関する不当な決定、命令を取消す権限を有している(予算法第13条)。

地方人代常務委員会は当該級政府総予算の執行を監督し、当該級政府補正予算案及び決算を審査、承認するとともに、当該級政府、一級下の地方人代及びその常務委員会の予算、決算に関する不当な決定、命令及び決議を取消することができる（同法第13条）。

イ 地方各級政府の役割

地方各級政府は、当該級政府の予算及び決算案を編成し当該級地方人代に予算案を報告するとともに、一級下の政府が届け出た予算を集計し当該地方人代常務委員会に報告する。

また、当該級政府総予算の執行計画をつくるとともに、当該級政府予算の予備費使用の決定、当該級政府の補正予算編成、当該級政府各部門及び下級政府の予算執行の監督などを行う。そして、当該級地方人代及び同常務委員会に対して当該級政府総予算の執行状況の報告を行う（同法第15条）。

ウ 地方各級政府財政部門の役割

地方各級政府財政部門は、当該級政府予算、決算案の編成、当該級政府総予算の執行計画作成、当該級政府予算の予備費使用案の作成、当該級政府補正予算の編成などを具体的に行うとともに、定期的に当該級政府及び一級上の政府財政部門に対して当該級政府総予算の執行状況の報告を行う（同法第16条第2項）。

2 予算編成・執行・決算

(1) 予算編成方法

ア 複式予算

中央及び地方は、予算を経常性予算(一般性予算)と資本性予算(建設性予算)に区分し、それぞれを独立させ相互流用を行わないという「複式予算」により予算編成することとされているが(予算法第26条)、2000年以降の予算編成ではこれが採用されておらず、予算管理を徹底するために「部門予算」による編成が段階的に行われている。

イ 部門予算

部門予算とは、国家機関各部門(例：教育部や農業部等)の全ての収支を計上するとともにその主要な内訳を明らかにするものであり、その部門に属する全ての事業体や団体の収支を含めようとするものである。

部門予算は、「一般予算」と「基金予算」からなり、それぞれに収支が計上される。この部門予算には、予算外資金(後述)が含まれるので、政府部門の収支状況の把握や多様な収入の総合的利用といった面で効果的なものとなっている。

【参考】予算の種類

一般予算…主に租税収入による資金であり、日本で言う一般会計にあたる。

基金予算…一定の目的に応じて設立された収支が完結する事業予算であり、「中央政府性基金」と「地方政府性基金」が存在する。日本の特別会計に相応する。

その他、国債の発行による収入とその元利償還などの支出もある。

一般予算収入は、租税収入等の一般的な資金・予算外資金・その他収入の3分類に区分され、一般予算支出は、基本支出¹⁶・項目支出¹⁷の2種類に区分される。

また、基金予算収入は、道路、鉄道、空港、電力など各分野における使用料などの徴収金であり、基金予算支出は、各分野の特定目的に使用される。

また、地方各級政府予算には赤字を計上することができず、地方債の発行も原則として行えないが(予算法第28条)、中央政府が地方政府に資金を貸し付けることが認められている(転貸債という)。実際には、地方政府関連企業等において相当額の債務が存在しているとの指摘もある。

¹⁶ 人件費及び組織の通常の活動に必要な経費。

¹⁷ プロジェクトあるいは各種政策に対する支出。更に、インフラ建設を主とした「基本建設支出項目」、大規模オフィスビル建設や国際会議等大会議費等の「行政事業性項目」、企業支援、政策性補助費などの「その他項目」に分類される。

実際の予算の概要をみると以下のとおりである。

中央予算・地方予算の概要

【中央予算】 (単位: 億元)			【地方予算】 (単位: 億元)		
項 目	決算額	割合	項 目	決算額	割合
(収入)			(収入)		
1. 各目税収	16,052	66.4%	1. 各目税収	12,560	47.2%
消費税	1,634	6.8%	増値税	2,861	10.8%
増値税	7,931	32.8%	営業税	4,103	15.4%
営業税	130	0.5%	資源税	142	0.5%
輸入産品消費税、増値税	4,212	17.4%	都市維持建設税	791	3.0%
都市維持建設税	5	0.02%	企業所得税	2,140	8.0%
企業所得税	3,204	13.2%	個人所得税	838	3.2%
個人所得税	1,257	5.2%	都市土地使用税	137	0.5%
関税	1,066	4.4%	その他各税	776	2.9%
外資系企業輸出払戻	-4,049	-16.7%	農業税	59	0.2%
印紙税	65	0.3%	契約税	735	2.8%
船舶トン税	14	0.1%	耕地使用税	142	0.5%
車輛取得税	583	2.4%	印紙税	2	0.01%
2. 企業欠損補助	-27	-0.1%	2. 企業欠損補助	-167	-0.6%
3. 排污費収入	12	0.0%	3. 排污及び都市水資源収入	152	0.6%
3. その他収入	509	2.1%	4. その他収入	2,035	7.7%
4. 教育費附加収入	3	0.01%	5. 教育費附加収入	354	1.3%
中央本級収入計	16,549		地方本級収入計	15,101	
地方からの上納金	712	2.9%	中央税収返還及び補助収入	11,484	43.2%
債務収入	6,923	28.6%	地方財政収入合計	26,585	100.0%
中央財政収入合計	24,183	100.0%			
(支出)			(支出)		
1. 基本建設支出	1,366	5.6%	1. 基本建設支出	2,676	10.1%
2. 企業改善及び科学技術三項費用	338	1.4%	2. 企業改善及び科学技術三項費用	1,157	4.4%
3. 流動資金	17	0.1%	3. 流動資金	1	0.00%
4. 地質調査費	40	0.2%	4. 地質調査費	93	0.3%
5. 工業・交通・流通部門事業費	91	0.4%	5. 工業・交通・流通部門事業費	353	1.3%
6. 農業支援支出	147	0.6%	6. 農業支援支出	1,645	6.2%
7. 文教、科学、衛生支出	588	2.4%	7. 都市維持建設支出	1,394	5.2%
8. 賠償及び社会救済費	5	0.02%	8. 文教、科学、衛生支出	5,517	20.8%
9. 社会保障補助支出	237	1.0%	9. 賠償及び社会救済費	711	2.7%
10. 国防支出	2,447	10.1%	10. 社会保障補助支出	1,581	5.9%
11. 行政管理費	464	1.9%	11. 国防支出	28	0.1%
12. 公検法司支出	89	0.4%	12. 行政管理費	2,419	9.1%
13. 武装警察経費	286	1.2%	13. 公検法司支出	1,764	6.6%
14. 外交外事支出	87	0.4%	14. 武装警察経費	41	0.2%
15. 対外援助支出	75	0.3%	15. 外交外事支出	12	0.0%
16. 未発達地区支援支出	7	0.03%	16. 未発達地区支援支出	189	0.7%
17. 政策性補助支出	591	2.4%	17. 政策性補助支出	407	1.5%
18. その他部門の事業費	109	0.5%	18. その他部門の事業費	1,166	4.4%
19. その他	475	2.0%	19. その他	2,468	9.3%
20. 予備費	0	0.0%	20. 予備費	0	0.0%
21. 教育費付加支出	0	0.0%	21. 教育費付加支出	315	1.2%
22. 行政事業単位退職者支出	99	0.4%	22. 車輛取得税分配	152	0.57%
23. 債務利息支出	815	3.4%	23. 行政事業単位退職者支出	1,066	4.0%
24. 車輛取得税分配	404	1.7%	地方本級支出	25,154	
中央本級支出	8,776		中央への上納金支出	712	2.7%
地方への税収返還及び補助支出	11,484	47.5%	余剰金	719	2.7%
国内外債務償還支出	3,923	16.2%	地方財政支出合計	26,585	100.0%
中央財政支出合計	24,183	100.0%			

※2005年決算ベース

(出所) 「中国財政年鑑2006」314～317頁

（２）予算編成過程

予算編成は、地方各級政府において編成され、その過程は「二上二下」と呼ばれる。

まず、地方各級政府の財政部門（中央政府では財政部、地方政府では財政部門）が各部門に、次年度の予算案編成に係る基本的な考え方、主な作業内容、タイムテーブル、編成と報告に係る指示事項を通知する。

この通知を受けた各部門は、前年度の予算執行状況及び当該年度の収支予測を参考に予算要求案を財政部門へ提出する（一上）。

各部門が提出した予算要求案を当該級政府が審査した後、財務部門が各部門にシーリング、修正意見を提示する（一下）。

各部門は、財政部門のシーリング、修正意見を基に再度予算を編成し、予算案として財政部門に提出する（二上）。

財政部門が各部門から提出された予算案を取りまとめ、中央政府では中央予算案として、地方各級政府では当該級の地方予算案として、それぞれ次のように承認される。

中央予算案は、財政部が国務院に報告し、国務院の承認を経た後、全人代常務委員会予算工作委员会に報告され、全人代財政経済委員会に提出される。そして最終的に国務院から全人代へ報告され、中央予算として概ね３月頃に承認される。

地方予算案は、当該級政府から地方人代に報告され、地方予算として全人代開催前（通常１～３月頃）に承認される。

この承認された中央及び地方の予算は、財政部から各部門に通知される（二下）。

地方各級政府で承認された地方予算は、逐次１級上の地方政府に報告され、省級地方政府の財政部門が集計したものが中央政府財政部に報告される。中央政府財政部に報告された地方予算は、最後に国務院から全人代に報告されることとなる。

（３）予算執行

ア 予算の成立と執行

中国では、前述のとおり会計年度開始（１月）以降に、先に地方予算が決定し（１～３月）、その後に中央予算が決定する（３月）という、日本とは逆の手順となる。

よって、会計年度開始から予算案の地方人代での可決時期である１～３月まで（中央予算の全人代での可決は３月）の予算執行の取り扱いが問題となり、この間の歳出は、「前年度同期予算における人件費や業務経費等の正常な運営に係る額」を、暫定的に執行できることとされている（予算法第44条、予算法実施条例第34条）。

但し、地方政府は、転移支付など中央からの補助収入について、詳細には見通しを得ることができないまま予算編成やその執行を行わざるを得ない状況となっている。

イ 補正予算等

（ア）補正予算

支出の増加又は収入の減少によって、当初予算が赤字となる場合又は赤字が拡大するときには、予算調整として全人代常務委員会（地方各級では地方人代常務委員会）の承認が必要となる（予算法第53条、第54条）。

近年、当初予算よりも実際の収入の方が多く、この収入増加分の範囲内での支出増加については、上記（赤字の発生や赤字の拡大）に該当する訳ではないのでこの手続きをとる必要がない。つまり、人代に諮ることなく政府の判断で新たな支出が可能となる訳である。

とは言うものの、地方各級政府は各予算年度内に少なくとも２回当該級の人代（常務委員会）に対して予算の執行状況を報告しなければならない（予算法第69条）との規定もある。

（イ）繰越しと予備費

前年度の繰越しについては、柔軟な方式が認められており、同じ項目について特に人代の承認なく使用できることとなっている（予算法実施条例第23条）。

予算法の規定により、地方各級政府は、予算額の１～３％に相当する予備費を計上している。この予備費は、具体的な使途は規定されず予算執行上のある種の備えとしての予算であり、自然災害に係る支出及びその他予期せぬ特殊事情による支出など、臨時的で緊急を要する経費に対応するものである（予算法第32条）。

その使用は、財政部門から提出された案件が、政府によって使用が承認された後に可能となる（予算法第15条、第16条）。

（ウ）予算周転金

地方各級政府は、年度内の季節的な収支差額（資金不足）を調整し、適時に支出が

できるよう「予算周転金（運転資金）」を設置している。この予算周転金は地方各級政府予算の繰越し余剰金を原資として設置、補充され、額については政府予算支出総額の4%に達するようにしなければならない（予算法第33条、予算法实施条例第22条）。

（４） 決算

予算年度終了後、地方各級政府財政部門が、各部門決算報告に基づき当該級の決算案を調整し当該級地方人代常務委員会に提出し（4～5月頃）その承認を得る必要がある（予算法第13条第2項、第15条第1項、第62条第2項）。

地方各級政府は、承認された決算を1級上の政府に届け出（予算法第64条）、予算編成と同様に「下から上への報告」により最終的には、省、自治区、直轄市から財政部に報告される。

財政部は、中央決算案を編成し、国务院に報告し査定を受けた後に、全人代常務委員会に提出し（6月頃）その承認を得る（予算法第12条第2項、第14条第1項、第62条第1項）。

（５） 会計検査

国务院及び県級以上地方人民政府によって会計検査機関が設立され、会計検査監督権を行使し、国务院各部門及び地方各級政府の財政収支の会計検査を行う（憲法第91条、会計検査法第2条）こととされている。

3 予算外資金

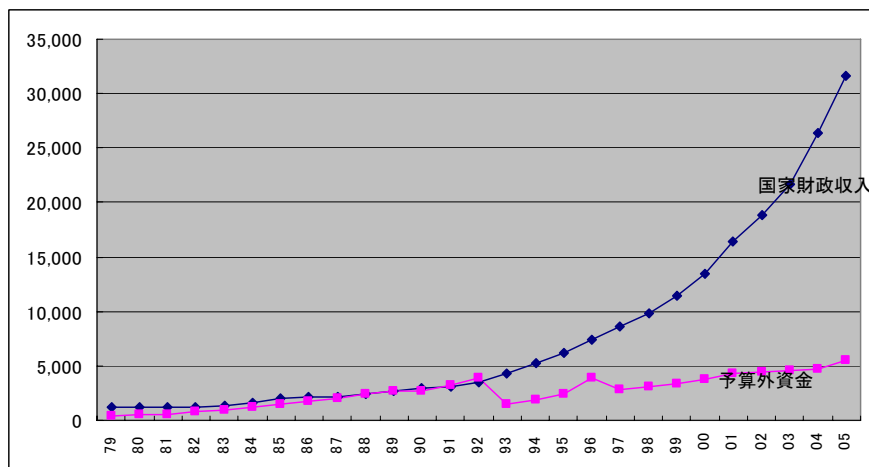
中国に特有のものとして、「第二の予算」とも言われる予算外資金の存在がある。これは、現在では、「予算外資金管理試行弁法」に基づく資金ではあるが、国家機関やそれに準じる団体が、機関の経費補填のために各種費用を徴収し、弾力的に運用してきたものである。公平かつ効率的な管理、透明性の確保、規模の適正な範囲内への抑制といった面で、課題が指摘されている。

1996年に国務院が出した「予算外資金管理強化に関する決定」によれば、予算外資金の主要な範囲として、次の6つを挙げている。

- ・ 法律、法規で定められた政府や事業単位もしくはその他の団体が政府に代わって提供する行政サービスに対するコストとして徴収する費用、基金等
- ・ 国務院或いは省級政府及びその財政、計画部門が承認した公共事業関連費用
- ・ 国務院及び財政部が設立を承認した基金とその附加収入
- ・ 政府各部門がそれぞれの管轄下にある事業単位や企業等から集めた上納金
- ・ 郷鎮政府の支出に充てるため、郷鎮政府が独自に調達した資金
- ・ その他予算管理に組み込まれていない財政資金

図表 3－2 国家財政収入と予算外資金の推移

1979年以降の国家財政収入と予算外資金の金額の推移を図表 3－2 に示したが、予算外資金は90年代初めには、国家財政を上回るほどの規模になった。しかし、1993年以降、予算外資金の範囲について大規模な調整が行われ、予算外資金の予算内への繰り入れが行われたため、1998年には国



家財政の3割程度の規模にまで減少した。

(出所) 「中国財政年鑑2006」 406頁

1993年の調整に続き、1996年には「予算外資金管理実施弁法」が公布され、予算外資金は財政収入として扱うべき資金であり、所有権は各部門ではなく国家に属するとして管理強化が実施されるとともに、現在も予算外資金の整理、一般予算内への組入れ等の動きが強化されている。

ア 予算外資金の内訳

収入項目別収入内訳を示したのが図表3-3である。これによれば、国有企業における予算外資金は概ね整理され、現在、最も大きな比重を占めるのは事業単位における予算外資金である。

なお、具体的な収入項目は、地方によってもその規定が違っており、全国的に統一されたものはなく、その全貌を明確に把握することは難しい。

イ 予算外資金の問題点

中央政府は予算外資金に対して度々管理を強化してきたが、現実には各政府内に広く存在しており、この予算外資金が地方政府にとっては重要な資金源となってきた。

図表3-3 予算外資金項目別収入（単位：億元）

年	合計	事業行政単位の収入	政府性基金収入	郷鎮政府の自己調達資金	地方財政収入	国有企業とその主管部門収入	その他
1980	557.40	74.44			40.85	442.11	
1981	601.07	84.90			41.30	474.87	
1982	802.74	101.15			45.27	656.32	
1983	967.68	113.88			49.79	804.01	
1984	1,188.48	142.52			55.23	990.73	
1985	1,530.03	233.22			44.08	1,252.73	
1986	1,737.31	294.22			43.20	1,399.89	
1987	2,028.80	358.41			44.61	1,625.78	
1988	2,360.77	438.94			48.94	1,872.89	
1989	2,658.83	500.66			54.36	2,103.81	
1990	2,708.64	576.95			60.59	2,071.10	
1991	3,243.30	697.00			68.77	2,477.53	
1992	3,854.92	885.45			90.88	2,878.59	
1993	1,432.54	1,317.83			114.71		
1994	1,862.53	1,722.50			140.03		
1995	2,406.50	2,234.85			171.65		
1996	3,893.34	3,395.75		272.90	224.69		
1997	2,826.00	2,414.32		295.78	115.90		
1998	3,082.29	1,981.92	478.41	337.31		54.67	229.98
1999	3,385.17	2,354.28	396.51	358.86		50.11	225.41
2000	3,826.43	2,654.54	383.51	403.34		59.22	325.81
2001	4,300.00	3,090.00	380.00	410.00		60.00	360.00
2002	4,479.00	3,238.00	376.00	272.00		72.00	521.00
2003	4,566.80	3,335.74	287.10	293.14		52.30	598.49
2004	4,699.18	3,208.42	351.29	213.09		64.12	862.26
2005	5,544.16	3,858.19	359.29	192.94		47.60	1,086.24

注) 1993～1995年と1996年の予算外資金収入は、その範囲に調整が行われたため、それ以前の各年との比較はできない。1997年から政府による費用徴収は予算外資金収入には含まれないため、それ以前の各年との比較はできない。
2004年から予算外資金の収支データは、予算外資金専門口座の収支を反映させている。

予算外資金は、資金徴収の名目が非常に多い（出所）「中国財政年鑑2006」407頁
うえ、地方各級政府及び各部門でそれぞれ徴収しているため、資金構造が非常に複雑で、透明性に欠ける面がある。しかも、収入項目が全国统一に定められている訳ではなく、地方によって違うため、この点も予算外資金の実態を不透明にしている原因となっている。また、予算外資金の支出については、本来その使途が決められているはずであるが、支出に対する組織内外の監査体制も完全に整っていないため、定められた使途以外への支出も行われていると言われている。このように、収支の透明性を確保できていないことが、予算外資金の最大の問題と言える。

このほか、「予算外収入」、「制度外資金」などと呼ばれる、正式な手続きを経ない恣意的な費用徴収や根拠が明確でない資金の存在が指摘され、中央政府による取締りや管理強化が行われている¹⁸。

¹⁸王玮主編『地方財政学』武漢大学出版社251頁

第2節 地方税制

1 税目

中国の税目は、その性質と作用に基づき、流通税目、所得税目、資源税目、財産税目、特定目的税目、行為税目、農業税目の7種類に分類される¹⁹。

(1) 流通税目

ア 増値税

物品の流通又は役務の提供により取得する付加価値に課されるものであり、日本の消費税に近いものである。物品の流通又は役務の提供に関し広い範囲を課税ベースとする。売上高のうち付加価値の部分を課税対象とし、生産流通を通じ多段階に課税される。

中国国内で物品の販売、加工、修理などの役務提供、物品の輸入業務を行う事業所及び個人が納税義務者となる。基本税率は17%であり、農林水産業産品、上水道、ガス、図書雑誌類、飼料、農業機械等が13%、そのほか一定輸出品には免税を含む各種税率があり、それぞれ軽減税率が適用される。小規模事業者には仕入税額の控除を認めない代わりに6%の税率を適用する簡易方式が採用されている（増値税暫行条例第1条、第2条、第12条。同条例実施細則）。

なお、現行認められていない固定資産投資等の仕入控除を認めようとする改革が、現在、進められているところである。

イ 消費税

国内で生産又は委託加工、輸出用の消耗品に課されるものであり、日本の旧物品税、酒税などに相当する。

課税対象は、たばこ、酒といった嗜好品、貴金属や化粧品といった贅沢品、乗用車等である。国内で生産、委託加工、輸入などを行う各種企業、個人経営者、個人などが納税義務者となる。税率は、品目によってそれぞれに比例税率と固定税率が様々に決められている。例えば、比例税率の高いものでは甲類巻きたばこが45%、低いものでは小型乗用車の3%とされている（消費税暫行条例第1条、2条。同条例実施細則）。

ウ 営業税

特定の営利事業及び経営行為に課されるものであり、具体的には、交通・運輸、建築、金融、保険、娯楽、サービス業、無形資産の譲渡（土地使用权、特許権等）、不動産販売などを課税対象とする。

¹⁹ 「中国の税制」（財）大蔵財務協会編著36頁による分類を参考に作成。

業種や業務規模によって、3～5%の税率が適用される（但し、娯楽業は省級政府が5～20%の範囲内で決定する）。なお、社会福祉、医療、教育、農業等に関する免除規定がある（営業税暫行条例第1条、第2条、第6条、第10条、同条例実施細則）。

エ 関税

輸出又は輸入する貨物その他物品に対して、課税されるものである（進出口関税条例第1条～第4条）。

（2）所得税目

ア 企業所得税

国内企業の取得に対して課税されるものである。国有企業・集団企業・私営企業・連合企業・株式会社等が納税義務者であり、事業の生産、役務サービス、企業が得た利子・配当、資産譲渡益、その他の営業収入などに対して課税される。

税率は、課税所得金額に応じて定められており、基本的税率が33%、所得が低いところには18%、27%の優遇税率が適用される（企業所得税暫行条例第1条、第3条、第19条、同条例実施細則）。

イ 外商投資企業及び外国企業所得税

中国の法に基づいて設立された中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業及び外国の法に基づいて設立され中国で生産等の活動を行う、又は源泉所得を有する企業が対象となる。沿海経済開放区や経済特区にある企業、その他業種等に応じて税率が定められており、国内企業に比較して優遇された免減措置もある（外商投資企業和外国企業所得税法第1条、第2条、第5条。同法実施細則）。

なお、「ア 企業所得税」と「イ 外商投資企業及び外国企業所得税」が統合（2008年1月1日施行）され、基本税率が25%となる予定である。

ウ 個人所得税

給与所得や生産経営所得（自営業に係る所得）など個人の所得に対して課税されるものである。具体的には、給与賃金所得、個人工商事業者の生産・経営所得、企業・事業単位の経営の請負、利子・株式配当、財産譲渡取得等の所得を対象とする。

税率は、所得種類毎に設定されており、給与所得の場合は5～45%の9段階の累進税率、生産経営所得の場合は5～35%の5段階の累進税率が適用される。その他の所得では、20%の比例税率が適用されるものが多い（個人所得税法第1条、第3条、第7条、同法实施条例）。

（３）資源税目

ア 資源税

自然資源の合理的開発・利用を目的として中国国内で鉱産物（原油、天然ガス、石炭、その他非金属等）及び塩を開発する企業と個人が取得する収入に対して課税されるものである。鉱産物の種類毎に重量定額の税額が定められており、例えば石炭ではトン当たり0.3～5元である（資源税暫行条例第1条、第2条、同条例実施細則）。

なお、このうち、海外石油企業が納める部分については、現在徴収されていない。

イ 都市土地使用税

都市部の土地使用を合理的にするために都市不動産に対して課されるものであり、都市、県の都市部、鎮、工鉱区内で土地を使用する企業、事業単位、個人経営者及び個人が納税者となり、外商投資企業及び外国企業も含まれる。税額は、各地区の経済発展の状況と都市の等級によって異なるが、占用面積に応じて課税され、1m²当たりの税額が、大都市の場合で1.5～30元、中規模の都市の場合で1.2～24元とされている。なお、国家機関など公共目的の使用、農林牧業、漁業など一定の減免措置がある（城鎮土地使用税暫行条例第1条、第2条、第3条）。

（４）財産税目

ア 建物税

都市、県の都市部、鎮、工鉱区域における中国企業又はこれらの地区に建物を所有する中国人に対して課税されるものである。建物の取得価額から10～30%の割合で控除された後、建物の評価額に対して1.2%、賃貸収入に対して12%の税率で課税される。具体的な控除率は省級人民政府が地域の実情に応じて決定される。地方税務局が徴収し、地方政府の収入となる（房産税暫行条例第1条～第4条、第9条）。

イ 都市土地建物税

外商投資企業及び外国企業、香港、マカオ、台湾及び華僑の投資による企業及びこれらの出身者で不動産を所有する者に課税されるものである。課税地区は、省級人民政府により地区の状況に応じて判断され、税率は、不動産評価額に対して1.2%、賃貸収入に対して18%である。一定の減免措置があり、地方税務局が徴収し、地方政府の収入となる（城市房地產税暫行条例第1条、第2条、第3条、第4条）。

このほか、財産税目としては、「相続税」の導入が継続的に検討されている²⁰が、財産登記制度や財産評価制度の整備が十分でないことや、課税範囲や税率等に関する合意の困難さ等から、現段階では、導入に至っていない。

財産税目の改革は、社会経済の発展に伴って順次進められていくことであろうが、社会全般の合意形成や財産登記制度や財産評価制度の整備といったクリアすべき課題も多く、実現には今しばらく時間を要することが予想される。

（５）特定目的税目

ア 都市維持建設税

都市の維持及び保護建設を強化し、都市の維持及び保護建設の資金源の拡大及び安定を図る目的で課税されるものである。消費税、増値税、営業税を納付する者が納税義務者となり、これらの税額に基づき税額が決定される。税率は、納税者の所在地が市区の場合 7 %、県都又は鎮の場合 5 %、これら以外の場合 1 %である。徴収された税は、それぞれの都市の公共事業や公共施設の維持、保護建設に使用されなければならない。具体的な措置は、省級人民政府が決定する（都市維保建設税暫行条例第 1 条～第 10 条）。

イ 耕地使用税

土地資源の合理的な利用、土地管理の強化、農業用地の保護を目的とし、「耕地」すなわち農作物を栽培する土地を、非農業用地として使用する場合に課税されるものである。占用面積に応じて地区によって 1 m²当たり 2 元から 10 元までの間に税額が決定される。経済特区、経済技術開発区及び経済が発達し 1 人当たりの耕地が特に少ない地区では、税額を適宜引き上げることができる。

税額は、省級人民政府が規定の範囲内で地区の状況に基づいて決定する。但し、軍事施設、鉄道線路、飛行場滑走路・駐機場、爆薬庫用地、学校、幼稚園、養老院用地など一定の減免措置がある（耕地占用税暫行条例第 1 条～第 5 条、第 7 条）。

ウ 土地増値税

不動産価格の過熱防止を目的として、国有地使用权や建築物などの不動産を譲渡して得た譲渡益に課税され、4 段階の累進税率が適用される（土地増値税暫定施行条例第 1 条、第 2 条、第 7 条、第 11 条、第 14 条、同条例実施細則）。

エ 車輛取得税

車輛の購入、輸入など新たに車輛を取得する場合に課税されるものである。車輛

²⁰ 「中国の税制」（財）大蔵財務協会編著 262 頁

には、自動車、オートバイ、電車、農業用運送車輛等が含まれ、税率は10%である（車輛購入税暫定施行条例第1条～第4条、第11条）。

なお、このほか特定目的税目としては、「固定資産投資方向調節税」もあるが、投資奨励・内需拡大のために、2000年以降徴収されていない。

（6）行為税目

ア 車船税

国内で車輛又は船舶の所有者又は管理者が納税人となるもので、「車船使用税」と「車船鑑札使用税」が統合されて制定されたものである（施行と同時に両税は廃止）。具体的な税額、減免については、省級人民政府が当条例の規定の範囲内で決定する（車船税暫行条例第1条、第2条、同条例実施細則）。

イ 船舶トン税

一定の船舶に課されるものであり、税関が代理徴収を行う。船舶の種類、総トンによって税率が定められる（船舶吨税暫行条例）。

ウ 印紙税

所有権移転証書、営業帳簿、権利又は許可に関する証書、財政部の決定により徴税するその他の文書等を作成、受領する場合に課税されるものである。税率は文書の種類によって13種類定められており、税率には、比例税率と定額税率の2種類ある。なお、中央、地方の税務機関によって徴収されるが、印紙は国家税務局が作成する（印花税暫行条例第1条、第2条、第3条、第10条、第11条、同条例実施細則）。

エ 契約税

土地、建物所有権の移転時に、取得した譲受人が課されるものである。国有土地使用権の払い下げ、土地使用権の譲渡（売却、贈与、交換を含む）、建物の売買、贈与、交換等の行為がこれに当たる。税率は、成約価額等に対して3%～5%とされ、実際の税率は省級人民政府が地域の実情に応じて確定する（契稅暫行条例第1条、第2条、第3条、第4条、第11条）。

なお、このほか、証券取引税、宴席税もあるが、現在は徴収されていない。

（7）農業税目

従来から農村における主要な税目として、農業収入に対し課税される「農業税」や農業特産品に課税される「農業特産税」が存在していたが、農民負担の軽減、農民収入の増加、農村の振興等を目的として、農業税が段階的に（2004年黒龍江省・吉林省で、2005年河北省・山東省・雲南省を除く全省で）、2006年1月からは全国全ての

省において廃止された。また、これらと並行して、2004年に農業特産税（葉タバコを除く）、2005年に牧業税が廃止された。農業税目の中で、現行徴税されているのは、葉タバコ税のみである。

ア 葉タバコ税

たばこの葉を購入した事業所が納税義務者となるものであり、その税率は購入金額の20%である。

この税が徴税されている背景には、タバコ生産工場が増加しているということがある（煙葉税暫行条例（2006年4月28日施行）第1条、第3条、第4条）。

地方税務局は、同級地方人民政府と上級税務機関の双方の（二重の）監督下にある。省級地方税務局では省人民政府による管理が上級税務機関（国家税務総局）による管理よりも主要なものとなっているが、一方、地区級以下地方税務局では、上級税務機関による管理が当該級人民政府による管理よりも主要なものとなっているという違いがある。

このほかに国務院直属機構で全国の税関業務を主管する「税関総署」がある。

各地における実際の徴収に当たっては、中央と地方の役割分担の下、国務院所定の税收徴収管理範囲に従ってそれぞれ徴収管理することとなる（税收徴収管理法第5条）が、納税者の利益や事務の効率化の観点から必要であれば、他の機関にその事務を委託することができる。

例えば、チベット自治区には地方税務局系統の機関が存在せず国家税務局系統が代理徴収管理している事例などが見受けられる。

ここまで、国家税務総局を始めとした国家地方税務局系統について記載してきたが、税目や税率の設定・改廃、中央と地方の収入区分等の国家税制の骨格に関する企画立案は、財政部が主に担当する。

また、そのほとんどが中央政府において行われており、地方各級人民政府は、税に関する立法権を、ほとんど有していないというのが実態である。

第3節 分税制・政府間財政調整

1 分税制

中国の税財政制度は社会や経済状況に応じて改革されてきており、分税制導入直前（～1993年）は、地方政府が徴収の主体となり、税收の一定額を中央政府に上納²³すれば、残りは地方に留保されるという制度（財政請負制）がとられていた。これは、地域開発や財政収入確保の面で、地方政府にとってインセンティブのある制度であり、大幅な自主権を持った地方政府は、地方における地域開発と財政収入確保に積極的に取り組んだ。

しかし、経済成長を遂げた東部沿岸地域と開発がそれ程進んでいない中西部との地域間格差が拡大するなどの社会問題が発生した。また、全国財政収入に対する中央政府財政収入の割合が低いこと（1993年22.0%）もあって、中央政府がこれらの問題に対応することが困難な状態となっていた。

そこで、中央政府は、中央財政の強化、経済のマクロコントロール能力の向上、そして地域間格差の是正を主な目的として、1994年に分税制を導入した。

分税制の具体的な内容は次のとおりである。

（1）中央と地方の役割分担の明確化

事務権限配分については、中央政府が、国防、外交、中央政府の正常な活動、国民経済全体の発展と地域の均衡的発展、マクロ調整機能強化を担当し、地方政府が、当該地区の経済、社会、治安に関する問題を担当することとされた。

これに基づき、財政支出項目については、以下のとおり定められた。

図表3－5 中央財政支出と地方財政支出の内容

中央／地方	内 容
中央財政支出	国防費、武警費、外交と援助支出、中央行政管理費、中央が統一管理する基本建設投資、中央直属企業の技術改良と新製品試作費、地質調査費、中央財政による農業支援支出、中央負担の内外債務元利返済支出、中央負担の公安・検察・司法支出及び文化・教育・衛生・科学等の各事業費
地方財政支出	地方行政管理費、公安・検察・司法支出、民兵事業費、地方が統一管理する基本建設投資、地方企業の技術改良と新製品試作費、農業支援支出、都市維持・建設経費、地方の文化・教育・衛生等事業費、価格補助支出

（出所）李『中国政府間財政関係図解』22頁

²³ 地方政府から中央政府への資金移転を指し、分税制導入後も継続実施されている。

（２）中央と地方の財政収入範囲の明確化

上記事務配分に基づき、各種税目が中央政府固定収入、中央・地方共有固定収入、地方政府固定収入に分類された。原則として、国家の権益を守り、マクロコントロールの実施に必要な税目が中央税、経済発展と直接の相関関係がある主要税目が共有税、地方が徴収管理するのに適当な税目が地方税とされた。

具体的な区分については、図表３－６のとおりである。徴収対象が拡大され今後の大きな収入源となることが見込まれた増値税（75%）や収入が安定しており徴収が比較的容易である消費税や関税等が中央税とされていること、また、導入時は地方税とされていた所得税（企業所得税、個人所得税）が後に共有税とされたことを見ると、分税制導入の最大の目的が収入の中央集権化であったことがうかがえる。

図表３－６ 中央と地方の収入（税収）区分

区分	税 目		
中央税（中央収入）	消費税、車輛取得税、関税、船舶トン税、増値税（税関が代理徴収をする部分）、葉タバコ税		
地方税（地方収入）	都市土地使用税、建物税、都市土地建物税、耕地使用税、土地増値税、車船税、契約税		
共有税	税 目	中 央	地 方
	増 値 税（税関が代理徴収する部分を除く）	75%（基数部分）	25%（基数部分）
	営 業 税	鉄道部、各銀行本店、各保険会社が集中納付する部分	それ以外の部分
	企 業 所 得 税	鉄道部、各銀行本店、海洋石油企業が納付する部分	—
		上記以外の60%	同じく40%
	外 商 投 資 企 業 及 び 外 国 企 業 所 得 税	海洋石油企業が納付する部分	—
		上記以外の60%	40%
	個 人 所 得 税	貯蓄預金利息に係る部分	—
		上記以外の60%	同じく40%
	資 源 税	海洋石油企業が納付する部分（現在徴収停止）	それ以外の部分
	印 紙 税	株式取引印紙税の94%	株式取引印紙税の6%
		—	その他の収入
	都 市 維 持 建 設 税	鉄道部、各銀行本店、各保険会社が集中納付する部分	それ以外の部分

（注）現在徴収されていない税目については記載していない。

（出所）中国国家税務総局ホームページ

「中国税制」（2006年版）中国税務出版社182～184頁

これら中央税及び共有税を徴収するため、新たに国家税務総局が設置され、これ以降、税の徴収や管理は、前節に記載したとおり国家税務局系統（中央）と地方税務局系統（地方）の2系統により行われている。共有税の徴収分担は次のとおりである。

図表 3－7 共有税の徴収分担

税目		徴収分担	
		中央系統	地方系統
増 値 税（税関が代理徴収する部分を除く）	75%（基数部分）【中央分】	○	
	25%（基数部分）【地方分】	○	
営 業 税	鉄道部、各銀行本店、各保険会社が集中納付する部分【中央分】	○	
	それ以外の部分【地方分】		○
企 業 所 得 税	鉄道部、各銀行本店、海洋石油企業が納付する部分【中央分】	○	
	上記以外の60%【中央分】	○	
	同じく40%【地方分】	○	
外 商 投 資 企 業 及 び 外 国 企 業 所 得 税	海洋石油企業が納付する部分【中央分】	○	
	上記以外の60%【中央分】	○	
	同じく40%【地方分】	○	
個 人 所 得 税	貯蓄預金利息に係る部分【中央分】	○	
	上記以外の60%【中央分】		○
	同じく40%【地方分】		○
資 源 税	海洋石油企業が納付する部分（現在徴収停止）【中央分】	○	
	それ以外の部分【地方分】		○
印 紙 税	株式取引印紙税の94%【中央分】	○	
	株式取引印紙税の6%【地方分】		○
	それ以外の部分【地方分】		○
都 市 維 持 建 設 税	鉄道部、各銀行本店、各保険会社が集中納付する部分【中央分】	○	
	それ以外の部分【地方分】		○

（注）現在徴収されていない税目については記載していない。

徴収時に、中央・地方それぞれの政府に納付される仕組みとなっている。

（出所）中国国家税務総局ホームページ

「中国税制」（2006年版）中国税務出版社178～180頁

2 政府間財政調整

分税制導入と同時に、地方政府のそれまでの税収の一部を保障することを目的とした「税収返還制度」が導入された。また、地域間格差の是正及びナショナルミニマムの確保を目的とした「転移支付制度」の充実の取り組みが進められている。更には、専項性転移支付もある。現在の制度は以下のとおりである²⁴。

(1) 税収返還

1994年の分税制実施、2002年の所得税共有税化に対応して、従前の地方政府の収入を保障し、かつ一定範囲で新たな収入増加分を地方に返還するというものである。

ア 両税（増値税、消費税）返還

分税制は、税収を地方政府から中央政府に移転させるものであり導入に当たって地方政府から多くの反発があったため、中央政府は、以下の方法で税収返還を実施し、地方政府の既得権益を保障した。

(ア) 1994年

1993年の増値税等に係る地方収入を保障し、不足分を中央が返還する。

$\begin{aligned} & \text{1994年の返還額} \\ & = \text{1993年の基本税収} - (\text{新たに地方税が組み込まれた収入} + \text{増値税25\%分}) \end{aligned}$
--

(イ) 1995年以降

前年度の返還額に、当該地区での増値税と消費税の収入増加率に0.3を乗じた額を増やして返還する。

$\begin{aligned} & \text{今年度税収返還額} \\ & = \text{前年度税収返還額} \times (1 + 0.3 \times \text{当該地区の増値税と消費税の合計の増加率}) \end{aligned}$

イ 所得税基数返還

分税制導入後も、個人所得税は地方財政収入、企業所得税は企業毎の所属により各地方又は中央政府の収入とされていた。しかし、所得税は、高い増加率をもち今後大幅な増収が見込まれたことから、2002年からは一部の特定業種の企業を除いて全ての個人・企業所得税収の増加の部分が、中央と地方に一定の比率で配分されるようになった。

これに伴い、2002年以降は、増値税、消費税に加え、所得税も税収返還の対象となった。具体的な方法は次のとおり。

(ア) 2002年

中央収入と地方収入を50：50で配分。2001年の地方収入を保障するため、2001年との差額分を中央が返還する。

²⁴ このほか、中央政府から貧困地区に定額の補助を行う「体制補助」が、分税制導入以前から存在する。

(イ) 2003年以降

中央収入と地方収入を60：40で配分。2001年の地方収入を保障するため、2001年との差額分を中央が返還する。

なお、税収返還制度は、その性格から経済的に豊かな地域への返還が多くを占めており、地域間格差の是正に寄与するものとはなっていない。

(2) 財力性転移支付

中央政府から地方政府への転移支付のうち、地域間格差の是正を主な目的として行われるものを財力性転移支付と言う。

ア 一般性転移支付

貧しい地区への資金移転を目的とした財源移転制度であり、1995年に導入された。これに基づき転移支付された資金の用途は、完全に地方政府の自由とされている。

一般性転移支付は、次の計算式により算定される。なお、標準収入が標準支出を上回る北京市、上海市、広東省などの地方政府には転移支付は行われない。

$$\boxed{\text{当地区一般性転移支付} = (\text{当地区標準支出} - \text{当地区標準収入}) \times \text{当地区転移支付係数}}$$

- ・標準支出…人口、職員数、衛生・都市建設・社会保障・農業等各分野の標準支出から算出
- ・標準収入…各種地方税収の標準見積りや税収返還額等から算出
- ・転移支付係数…中央政府が準備した予算資金と全国の標準支出と標準収入の差額合計等を標準に、標準収入と標準支出の差額合計の大きな地方に対して、より高い係数を割り当てる。なお、少数民族地区や共産党革命時に拠点となった貧困区などには高めの係数が割り当てられる。

一般性転移支付は、用途が自由である点、標準収入や標準支出を用いて算出される点で、日本の地方交付税に似ていると言える。

しかし、標準支出額・標準収入額の算定や支付係数の決定方法等の詳細が不透明であることや、そもそもその規模が十分でないこと等いくつかの課題を抱えている。

なお、2002年の所得税共有税化に伴って新たに中央政府の収入となった分は、一般性転移支付により中西部に資金移転する等、一般性転移支付の安定的な増加に向けた取り組みがなされているところである。

イ 調整給与転移支付

1998年のアジア金融危機に際し、積極的財政政策、投資拡大策とともに、中低所得者の収入水準を高める政策が実施された。この一環として、1999年から2003年まで、5回にわたり公務員給与の引き上げが行われた。この際、地方政府の負担を軽減するために導入されたのが、この調整給与転移支付である。

転移支付額は、各地方政府の職員数（事業単位等の職員を含む）と給与引上げ額を乗じた結果に、さらに財政状況等に応じた係数を乗じて算定される。2003年の調整給与転移支付に関する規定では、北京市、上海市、天津市、江蘇省、浙江省、福

建省、広東省、遼寧省瀋陽市・大連市、山東省済南市・青島市は不交付団体、中西部100%交付、その他40%交付とされている。

ウ 民族地区転移支付

民族自治地域特有の困難に対応し、民族自治地域の経済・社会発展を目的として、2002年の西部大開発実施と同時に導入されたのが、この民族地区転移支付である。

対象は、5自治区、3民族省（雲南省、青海省、貴州省）、その他8自治州（四川省内の自治州など）である。

転移支付額は、当該地域の増値税増加率に基づき算定され、その用途は、地方政府の自由とされている。なお、これらの地域には、民族地区転移支付のほか、前述の一般性転移支付による資金移転もなされている。

エ 農村税費改革転移支付

前述した農業税、農業特産税、牧業税の廃止といった一連の農業税改革²⁵に伴う地方政府の収入減を補てんするために、2001年に導入されたのがこの農村税費改革転移支付である。

転移支付額は、農業税廃止による地方政府の減収分のほか、郷や鎮等の行政区画数、郷や鎮等が基本的な行政サービスを提供するのに必要な経費、農民の平均収入、農村小中学生数等に基づき算定される。

2005年の転移支付金額は307億元で、その内訳は東部地域14%、中部地域47%、西部地域39%となっている。中西部地域のほか、食糧生産拠点に対しても重点的に交付されている。

オ 県郷財政難緩和のための転移支付（三獎一補転移支付）

中央政府は、県級・郷級政府の財政難を緩和するため2005年から「三獎一補（3つの奨励金と1つの補助金）」政策を実施している。具体的な内容は次のとおり。

- （ア）財政的に困難な県政府の税収増と、省級、地級政府から財政困難県に対して行う財力性転移支付を奨励し、奨励金を交付
- （イ）県級・郷級政府の機構及び人員のスリム化を奨励し、郷・鎮機構削減数や郷・鎮における職員削減数に基づき、奨励金を交付
- （ウ）食糧生産拠点となる県に対して、郷・鎮機構削減数や郷・鎮における職員削減数に基づき、奨励金を交付
- （エ）県・郷の財政難緩和に積極的に取り組む地区に対して補助金を交付

なお、財力性転移支付には、このほか天然林保護プロジェクト転移支付などがある。

²⁵ 農業税の廃止により、農民負担は軽減されたが、末端地方政府は財政難に陥り、ナショナルミニマムの確保が困難な状況におかれたとの指摘もある。

（３）専項性転移支付

中央政府から地方政府への財源移転のうち、用途を特定して行われるものを専項転移支付という。これは、地方政府が、中央政府からの委託事業や中央政府との共同事業などを実施する際に行われ、日本の国庫支出金に似ているものである。主な分野は、社会保障、基本建設、農業、教育分野であり、専項転移金額の内訳を見ると、それぞれ27%、21%、14%、7%となっている（2005年）。

専項転移支付による資金は、一度所管官庁に交付され、その具体的な配分や運用についての明確なルールが存在せず、所管官庁（例えば、社会保障分野では労働社会保障部、基本建設では国家発展改革委員会など）の裁量により決定されている。そのため、配分や用途が不透明であるとの指摘もある。

3 分税制・財政調整制度の成果と課題

分税制導入後、国家財政収入のうち中央財政収入が占める割合は着実に上昇している。このことは、一般性転移支付による財源移転の拡大、地域間格差を是正するための国家プロジェクト（2000年西部大開発、2004年東北振興、2005年中部崛起（くっき））を実行するための財源確保のために、一定の効果があったことを示している。

しかし、中央政府から地方政府への財源移転において、地域間均衡効果の少ない税収返還の占める割合が高く、一方、その効果の高い一般性転移支付の占める割合は低い状況に留まっている。また、上納制度など過去の経緯を引き摺ったものも並存している。

更に、分税制導入後も、中央・地方政府間、地方政府間の事務権限・財源配分が依然不明瞭な部分があること、また転移支付が、中央政府から省級政府に行われるものがその大部分を占めることもあって、農村部の県級・郷級地方政府の財政難（ひいてはナショナルミニマム確保ができない問題）を十分に解決するに至っていないこと、といった課題があるのも事実である。

第4節 地方税財政の規模及び構造

1 歳入

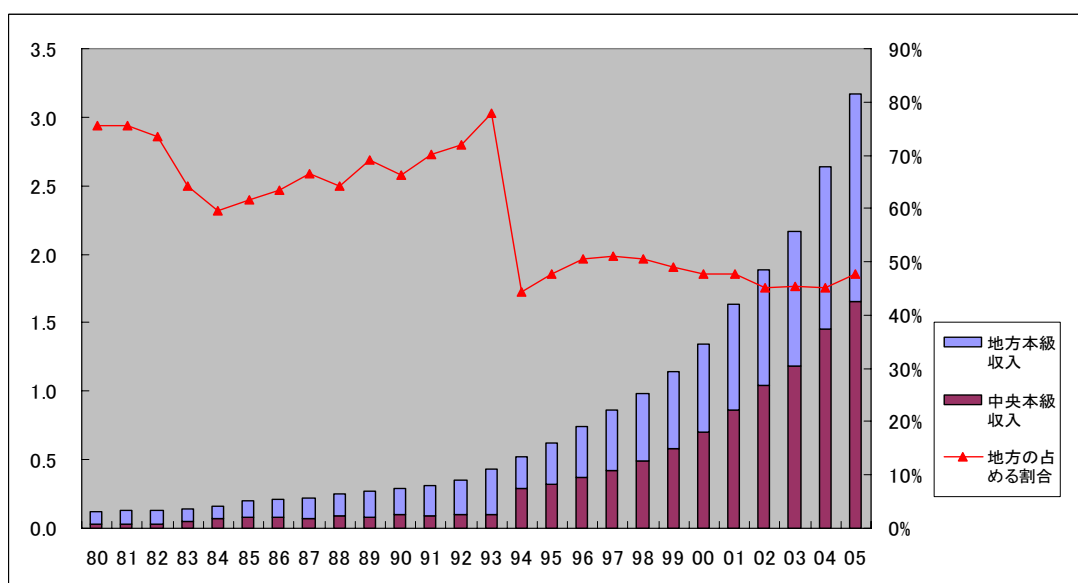
(1) 全体推移

ア 規模

政府間の財政調整（税收返還、転移支付、体制補助、上納）を除いた中央政府・地方政府の一次的な税收や徴収金（以下、「中央本級収入」「地方本級収入」という。）の収入総額は3.1兆元（2005年決算。以下同じ。）であり、その内訳は、中央本級収入が1.6兆元、地方本級収入が1.5兆元となっている。

図表3-8 収入の推移

左軸：収入額（兆元）右軸：割合（％）



（出所）「中国財政年鑑2006」398頁

イ 増減

中央地方の合計をみると、一貫して安定的に増加を続けている。中央地方別にみると、94年に中央の収入強化のために「分税制」が導入され地方から中央に税源が移転されたことから、地方収入が大幅に減少しその分中央収入が大幅に増加した。

しかし、その後96年には地方収入が分税制導入前の水準に戻り、それ以降は中央地方ともに安定的な増加を続けている。

ウ 地方収入が占める割合

93年まで（分税制導入前）は、地方収入が全体の60～75%を占めていたが、分税制導入を契機に94年に約45%に激減し、それ以降は概ね45～50%弱の範囲内にて安定している。

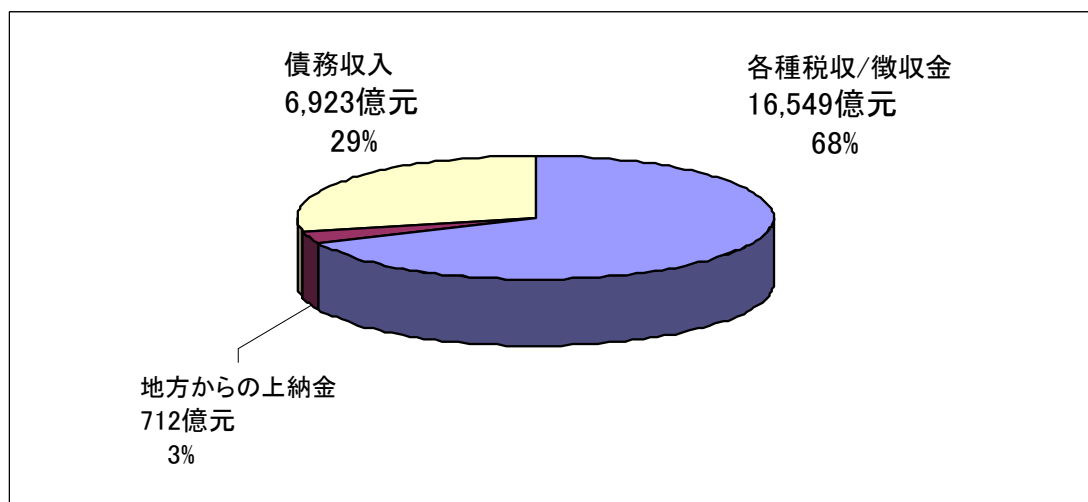
（２）項目別内訳

本級収入に、税収返還、転移支付、体制補助、地方から中央への上納金などを加えた中央及び地方における全ての収入（以下、「中央収入」「地方収入」という。）について、その内訳を項目別にみてみる。

ア 中央

各種税収及び徴収金が68%、債務収入が29%占める。なお、この債務収入割合は、ここ数年間（2002年～2005年）30%前後で推移している。

図表３－９ 2005年中央政府収入内訳（項目別） （単位：億元、%）

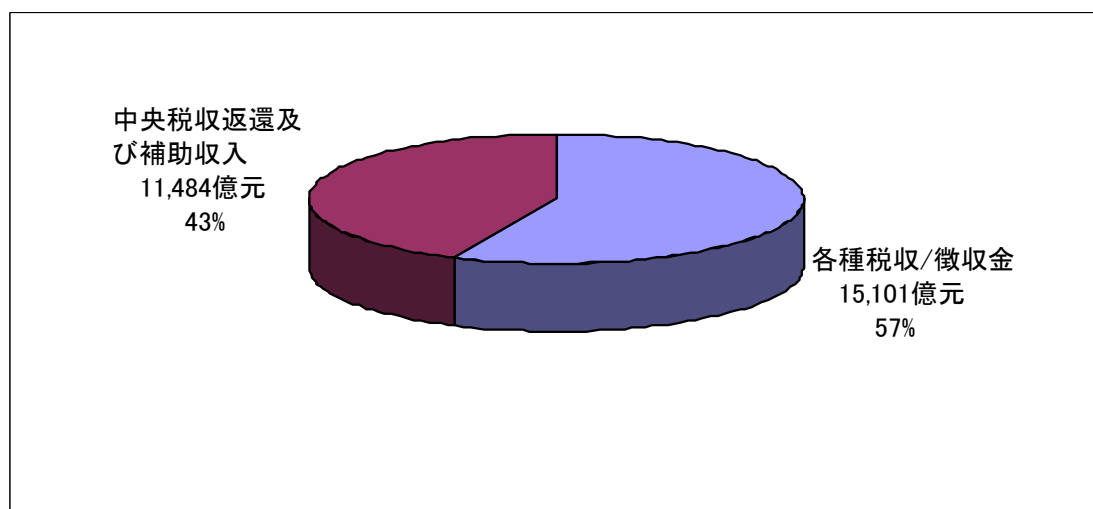


（出所）「中国財政年鑑2006」314頁

イ 地方

各種税収及び徴収金が57%に留まる一方、中央から地方への税収返還及び補助収入が43%を占める。このように、地方全体としては、中央への財源依存度が高い状況にあると言える。

図表３－10 2005年地方政府収入内訳（項目別） （単位：億元、%）



（出所）「中国財政年鑑2006」316頁

（３）省別内訳

省（直轄市、自治区）別の収入内訳を、地域の税收や徴収金からなる独自収入である地方本級収入と、中央から地方への財源移転（税收返還、転移支付等）とに区分し、その割合をみている。

ア 地域毎の状況

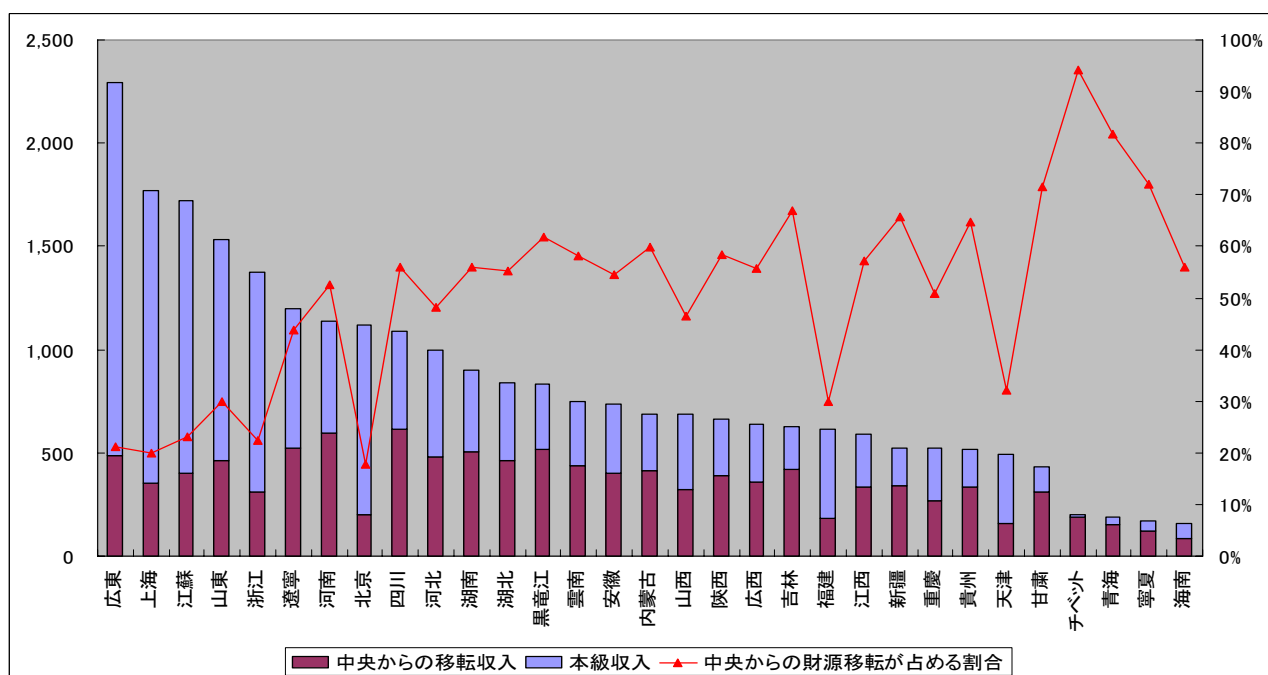
当然のことではあるが、沿岸地域など経済発展した省の収入規模が大きく、中西部の省の収入規模が小さい状況にある。

イ 本級収入の占める割合

収入規模が大きい省ほど本級収入の占める割合が大きく、本級収入が1,000億元を超える省や重慶市を除く直轄市では、中央からの財源移転の占める割合が概ね30%以下に留まるのに対し、本級収入の少ない省ではその割合が50%以上にのぼり、それが70%以上の省もいくつかある。このように、経済発展に伴い十分に税源がある沿岸地域を除いては、中央からの財源移転への依存が非常に高い状況となっている。

図表 3-11 省別収入内訳

（単位：億元、%）



（出所）「中国財政年鑑2006」322～357頁

(4) 税収・税目別内訳 (2004年)

税収の内訳を、中央地方別にみると、中央税収の中では、増値税が50%近くを占め、企業所得税20%、消費税10%が、それに続く。

一方、地方税収では、営業税が27%で最も高い割合を占め、増値税19%、企業所得税14%がそれに続く。

これら地方の主要な税目は、そのいずれもが中央と地方の共有税であり、地方本級収入の中においても、地方政府だけの税収とされる税（地方税）の割合が低い状況にあることが分かる。

中央税収 (単位: 億元、%)

税 目	金 額	構成割合
消費税	1,633.81	9.9%
増値税	7,931.35	47.9%
営業税	129.64	0.8%
輸入品消費税、増値税	4,211.78	25.5%
都市維持建設税	4.66	0.0%
企業所得税	3,204.03	19.4%
個人所得税	1,256.94	7.6%
関税	1,066.17	6.4%
印紙税	65.30	0.4%
船舶税	13.81	0.1%
車輦所得税	583.26	3.5%
外国貿易企業輸出還付	-4,048.94	-24.5%
その他収入	496.72	3.0%
合計	16,548.53	

地方税収

税 目	金 額	構成割合
増値税	2,860.76	18.9%
営業税	4,102.82	27.2%
資源税	142.20	0.9%
都市維持建設税	791.20	5.2%
企業所得税	2,139.89	14.2%
個人所得税	837.97	5.5%
都市土地使用税	137.34	0.9%
農業税	59.41	0.4%
契約税	735.14	4.9%
耕地使用税	141.85	0.9%
印紙税	2.00	0.0%
その他各税	776.33	5.1%
その他収入	2,374.03	15.7%
合計	15,100.94	

(出所)「中国財政年鑑2006」314.316頁

以上のとおり、収入の推移をみると、中央地方収入ともに安定的な増加を続けており、全体のうち地方収入が占める割合は、94年以降概ね45～50%弱の範囲内で推移している。

単年度の項目別内訳をみると、中央収入のうち約30%を債務収入が占め、地方収入のうち約45%弱を中央からの財源移転による収入が占めている。

また、省別内訳をみると、収入規模が大きい省では中央からの財源移転の占める割合が30%以下に留まる一方、収入規模が小さい省では50%以上を占める（70%以上のところもいくつかある）状況にある。

更に、税収の内訳をみると、地方税収の中においても中央地方の共有税の割合が高く、地方政府だけの税収とされる地方税の割合が低い状況にある。

このように、歳入面においては、地方の中央への依存度が非常に高い状況にあることが分かる。

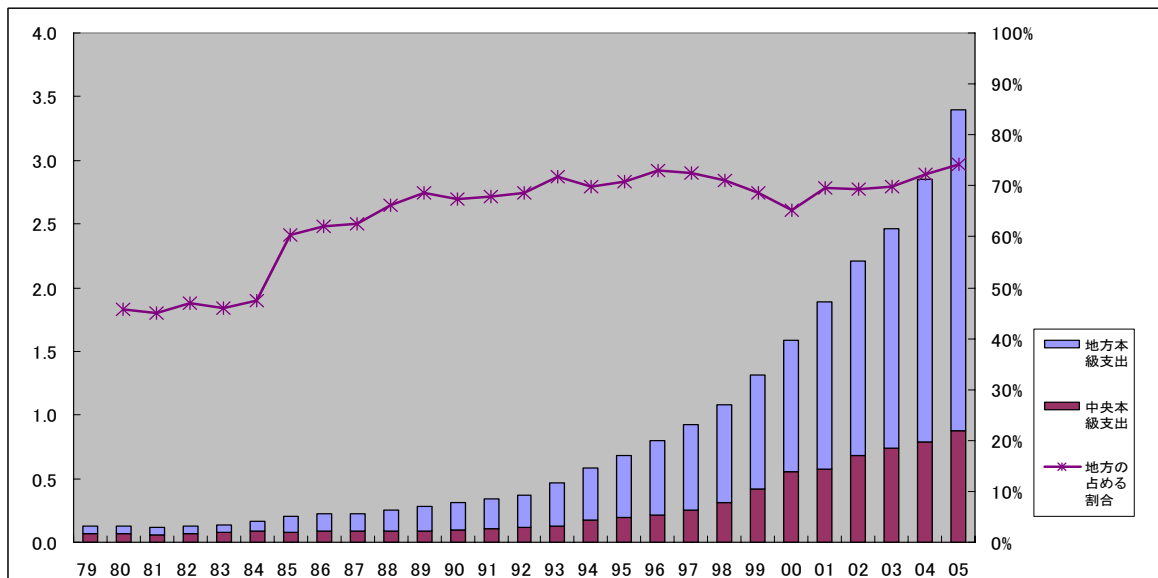
2 歳出

(1) 全体推移

ア 規模

政府間の財政調整を除いた中央と地方の支出（以下、「中央本級支出」「地方本級支出」という。）は合計で3.4兆元（2005年決算。以下同じ。）であり、その内訳は、中央本級支出が0.9兆元（26%）、地方本級支出²⁶が2.5兆元（74%）である。

図表 3-12 支出推移 左軸：支出額（億元） 右軸：割合（%）



（出所）「中国財政年鑑2006」399頁

イ 増減

中央地方の合計をみると、一貫して増加を続けている。中央地方別にみると、中央支出は、85年～93年微増であったが、94年の分税制導入による歳入増加を受けて00年まで激増を続け、その後ここ数年間は安定した増加を続けている。

地方支出は、85年に「地方固定収入が支出を上回った場合には財政余剰を中央に上納する」という財政改革が行われた結果、これを受けて地方が逆に積極的に支出を増加させて激増し、その後も93年まで中央を上回る勢いで増加を続けた。

94年の分税制導入に伴い、歳入が大幅に減少したにも関わらず、歳出では、この影響をあまり受けず、その後も安定的に増加を続けている。

ウ 地方支出が占める割合

地方支出割合は、85年財政改革を契機に47%（84年）から60%（85年）に激増した（上納制度導入が地方支出割合を高める結果となったことは前述のとおり）。

94年に分税制が導入されても（それ以降も）、地方支出割合が70%前後の横ばいとなっている。これは、同時期の地方収入割合が約30%減少した状況と対照的であり、中央から地方への大幅な財源移転が行われていることの証左とも言える。

²⁶ 各省・自治区・直轄市の総予算を合計したもの。次年度への繰越は含まない。

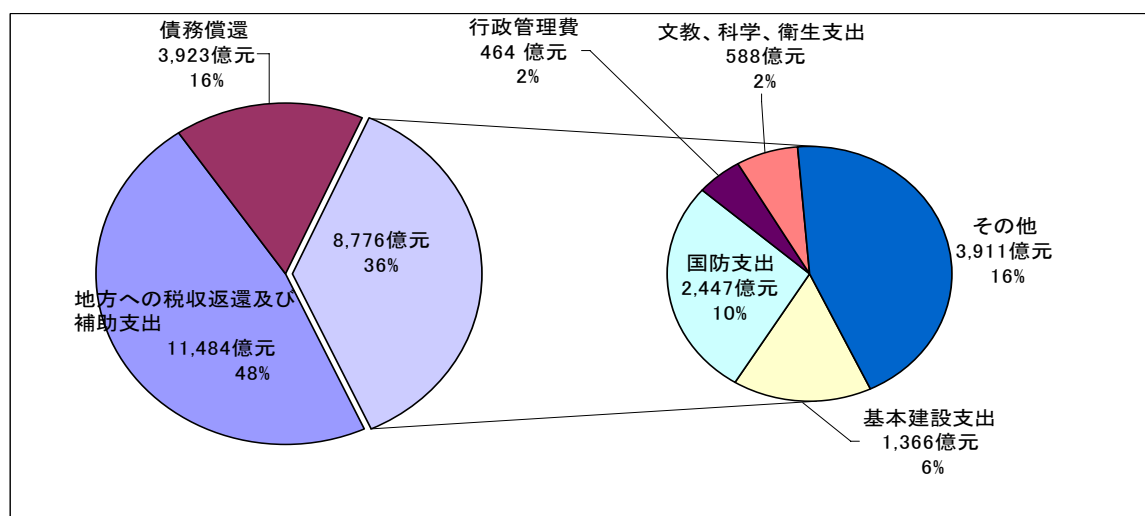
（２）項目別内訳

政府間財政調整を含めた中央・地方における全ての支出（以下、「中央支出」「地方支出」という。）を項目別にみてもみる。

ア 中央支出

地方への税收返還や補助支出が50%弱、債務償還が16%を占める。これ以外の項目としては、国防支出10%、基本建設支出6%、行政管理支出2%、文教科学衛生支出2%が割合の高い項目となっている。

図表 3-13 中央政府支出内訳／項目別

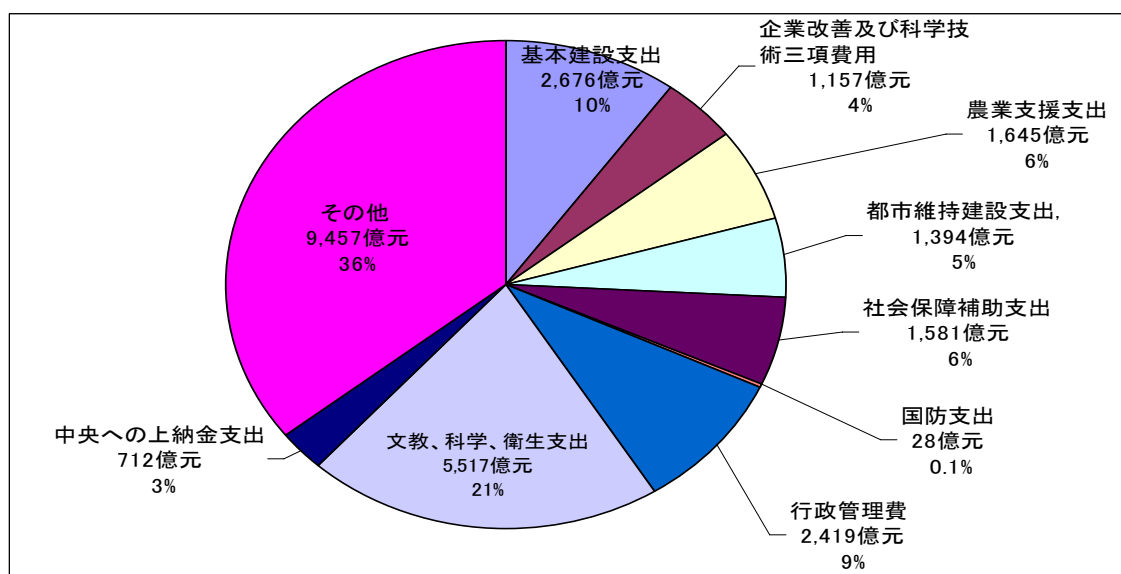


(出所) 「中国財政年鑑2006」 315頁

イ 地方支出

文教科学衛生支出が21%、基本建設支出が10%、行政管理費が9%、農業支援支出が6%、社会保障補助支出が6%、都市維持建設支出が5%、国防支出が0.1%のほか、上納金が3%、余剰金が5%を占める。

図表 3-14 地方政府支出内訳／項目別



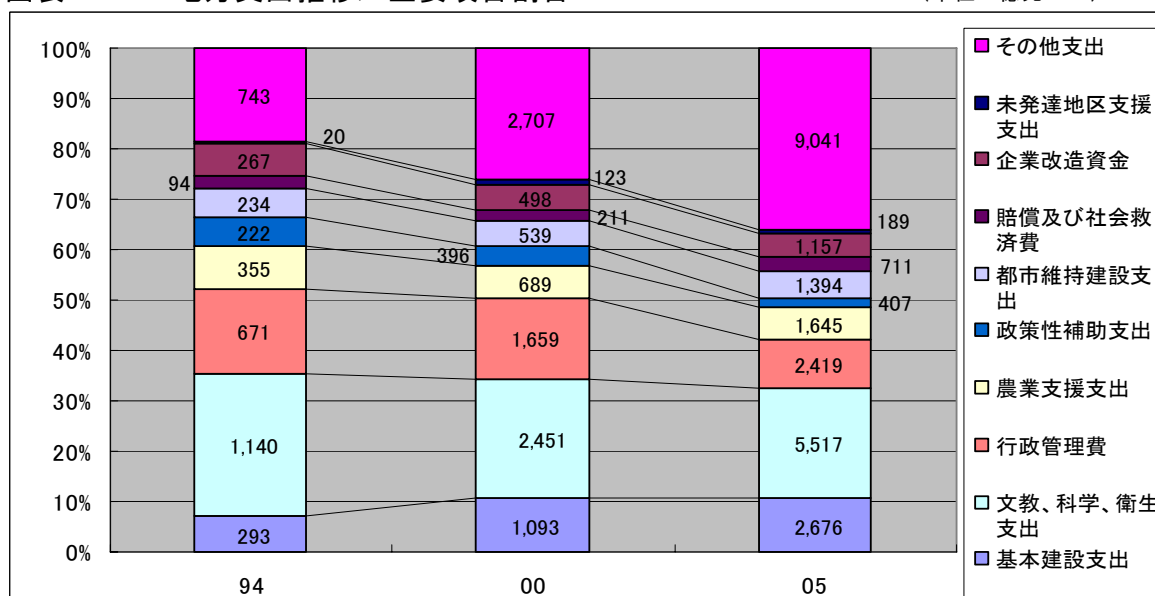
(出所) 「中国財政年鑑2006」 317頁

(3) 項目別推移

分税制が導入された94年以降の地方支出における主要項目支出の推移をみる。

図表 3-15 地方支出推移／主要項目割合

(単位：億元 %)



(出所) 「中国財政年鑑2006」 402頁、430頁

94年と05年の支出総額を比較すると4,038億元から25,154億元へと約6倍に増加しており、これに伴って各項目ともに増加している。

全体に占める割合をみると、基本建設支出が94年7.3%から05年10.6%に増加しており、インフラ整備に重点的に取り組んでいる状況がうかがえる。

一方、額としては大幅に増加しているものの、文教科学衛生支出が28%から21%へ、農業支援支出が8%から6%へと割合が減少している状況にある。また、行政管理費も16%から9%へと減少している。

	94	00	05
その他支出	18.4%	26.1%	35.9%
賠償及び社会救済費	2.3%	2.0%	2.8%
未発達地区支援支出	0.5%	1.2%	0.8%
都市維持建設支出	5.8%	5.2%	5.5%
企業改造資金	6.6%	4.8%	4.6%
政策性補助支出	5.5%	3.8%	1.6%
農業支援支出	8.8%	6.7%	6.5%
行政管理費	16.6%	16.0%	9.6%
文教、科学、衛生支出	28.2%	23.6%	21.9%
基本建設支出	7.3%	10.5%	10.6%

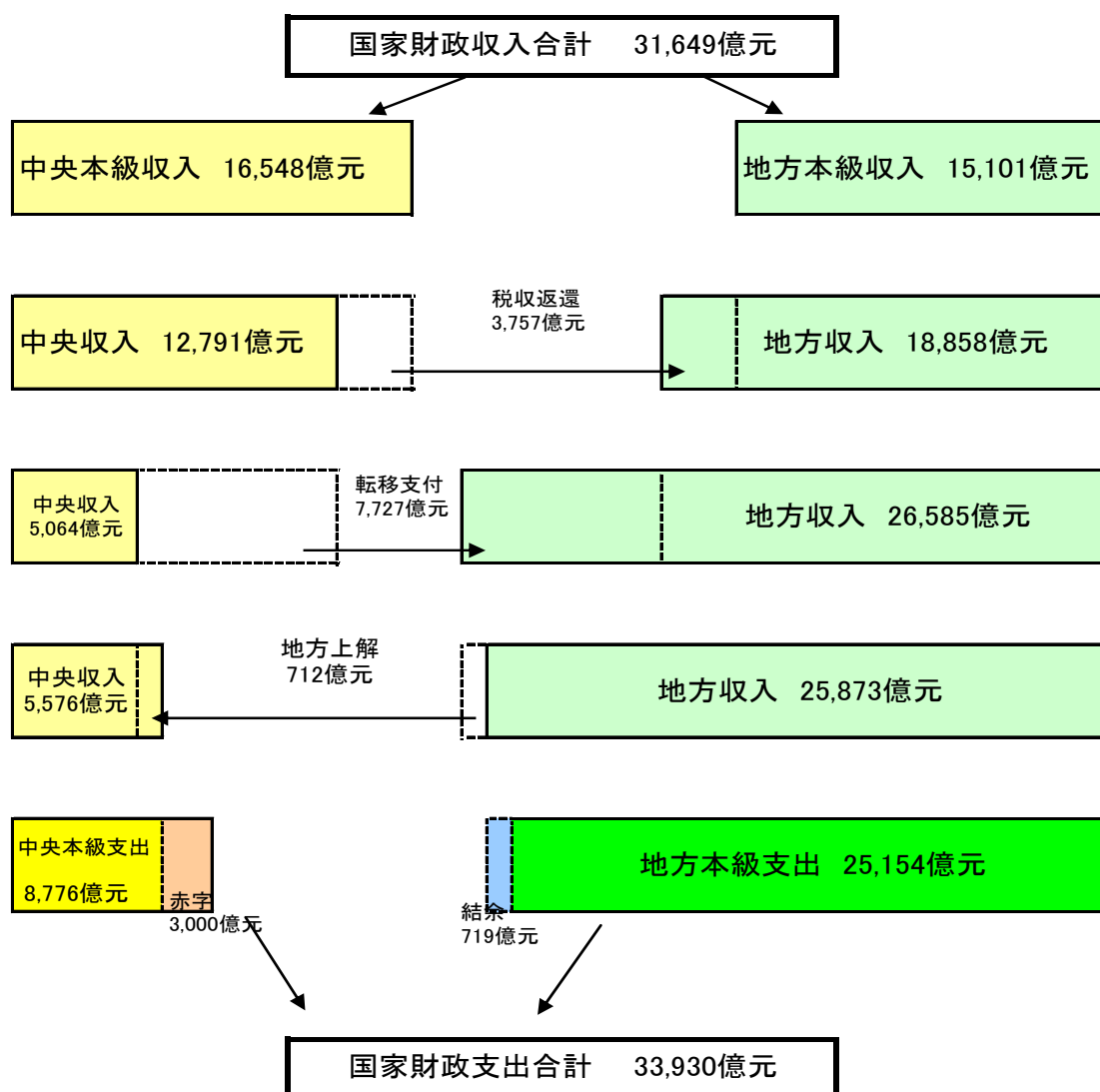
3 財政調整

(1) 中央地方の財源移転の状況

中央収入と地方収入の全体像をみると、

本級収入では	中央：地方	1：0.9	
税収返還後は	中央：地方	1：1.5	
転移支付後は	中央：地方	1：5.2	となっている。

2005年中央地方財政収支関係



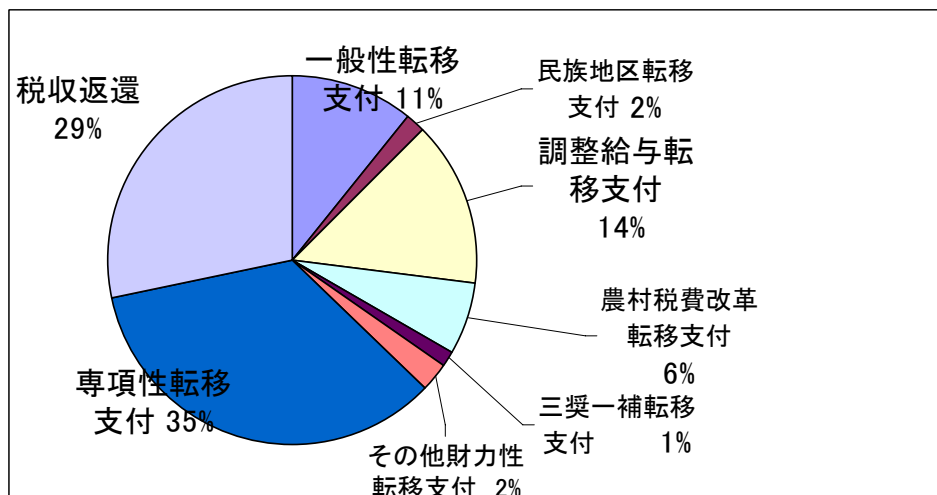
このように、非常に大規模に、中央から地方に対して財源が移転している。しかし、前節に記載したとおり、分税制導入のために必要（既得権の補填）となった「税収返還」や、政策メニューごとの奨励的補助金に近い「専項性転移支付」がこの大部分を占める状況にあり、地域間格差の解消や一定水準公共サービスの財源確保の面では、その割合ほど大きな役割を現段階では果たしていないとの指摘がある。

（２）財源移転の内訳

中央から地方への財源移転の内訳をみると、税収返還が29%、専項性転移支付が35%と合計64%を占める一方、地域間格差の解消や公共サービスの財源確保の面で効果の高い一般性転支付が11%、県郷財政難緩和のための転移支付が1%に留まる状況にあることが実際に確認できる。

図表 3-16 中央から地方への財源移転の内訳

（単位：％）



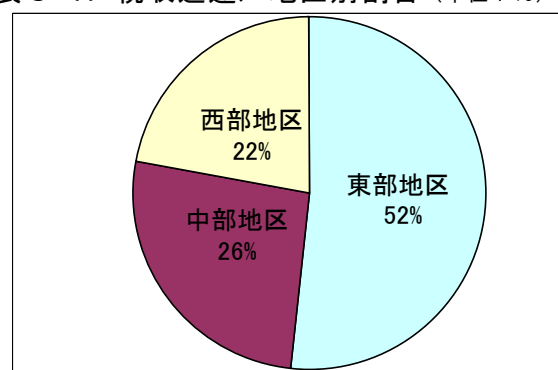
（出所）「中国政府間財政関係」51頁

（３）地区毎の財源移転の状況

ここで、「税収返還」と「一般性転支付」がどのような地区（東部²⁷、中部²⁸、西部²⁹）に交付されているかをみてみる。

分税制導入以前の財源をそれぞれの地域に保障するために行われる「税収返還」は、著しい経済発展に伴い税源が累積している「東部地区」にその半分以上が交付されている。

図表 3-17 税収返還／地区別割合（単位：％）



（出所）「中国政府間財政関係図解」92頁

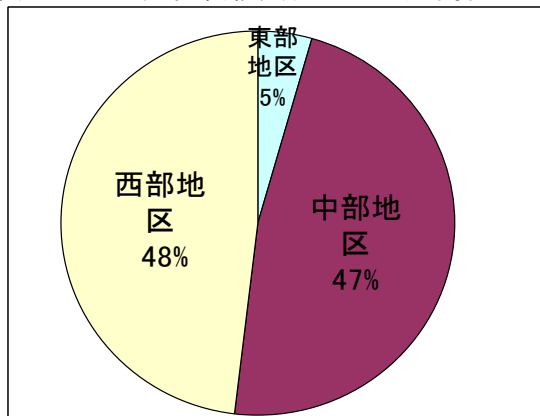
²⁷北京市、上海市、天津市、浙江省、広東省、江蘇省、山東省、福建省、遼寧省

²⁸黒龍江省、吉林省、湖北省、湖南省、河北省、河南省、江西省、安徽省、山西省

²⁹新疆、四川省、陝西省、重慶市、広西チワン族、内蒙古、雲南省、甘肅省、寧夏回族、青海省、貴州省、チベット

一方、地域間格差解消や一定水準公共サービスの財源確保のため有効な「一般性転移支付」は、当然のことながら、そのほとんどが本級収入の少ない中部西部地区に支出されており、東部地区への交付は僅か５％となっていることが確認できる。

図表 3-18 一般性転移支付／地区別割合（単位：％）



（出所）「中国政府間財政関係図解」94頁

これら財源移転については、一般性転移支付や県郷財政難緩和のための転移支付等を中心とした「財力性転移支付」の割合を高めていくことが、地域間格差の解消や一定水準の公共サービスを行うための財源確保のために必要である。

そのための財源確保や制度の更なる整備が、地方財政の今後の重要な課題と言えるだろう。